

## 議案第69号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の167.5」に、「100分の163」を「100分の175.5」に改める。

別表第1区長の項中「1,110,900円」を「1,113,100円」に改め、同表副区長の項中「890,100円」を「891,900円」に改める。

第2条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「76万2,900円」を「76万4,400円」に改める。

第8条中「100分の155」を「100分の167.5」に、「100分の163」を「100分の175.5」に改める。

第3条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「68万6,200円」を「68万7,600円」に改め、同項第2号中「66万7,400円」を「66万8,700円」に改める。

第4条第4項中「100分の155」を「100分の167.5」に、「100分の163」を「100分の175.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例の規定、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定（以下「改正後の区長等給与条例等の規

定」という。)は、平成26年11月1日から適用する。

- 3 平成26年12月に支給する期末手当についてのこの条例による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第4条第4項の規定の適用については、これらの規定中「100分の175.5」とあるのは、「100分の188」とする。
- 4 改正後の区長等給与条例等の規定を適用する場合には、この条例による改正前の杉並区長等の給与等に関する条例の規定、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の区長等給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

区長等の給料月額及び期末手当を改定する必要がある。

## 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

## 第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の163</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

## 第2条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76万4,400円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76万2,900円</u>とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合にお</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合にお</p>

いては100分の25、6月に支給する  
 場合においては100分の167.5、  
 12月に支給する場合には100分の175.5  
 を乗じて得た額に、給与条例の適用を受  
 ける職員の例による支給割合を乗じて  
 得た額とし、その支給方法その他支給  
 に関しては、給与条例の適用を受け  
 る職員の例による。  
 (1)～(3) 略

いては100分の25、6月に支給する  
 場合においては100分の155、  
 12月に支給する場合には100分の163  
 を乗じて得た額に、給与条例の適用を受  
 ける職員の例による支給割合を乗じて  
 得た額とし、その支給方法その他支給  
 に関しては、給与条例の適用を受け  
 る職員の例による。  
 (1)～(3) 略

第3条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料及び報酬)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>68万7,600円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>66万8,700円</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合において</p>	<p>(給料及び報酬)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>68万6,200円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>66万7,400円</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合において</p>

は100分の25、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の175.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

5～8 略

は100分の25、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の163を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

5～8 略

## 給与改定の概要

## 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容		
給 料	給料月額を0.2%引き上げる。		
	職名	現行	改正
	区 長	1,110,900円	1,113,100円
	副 区 長	890,100円	891,900円
	教 育 長	762,900円	764,400円
	代表監査委員（常勤）	686,200円	687,600円
	その他の監査委員（常勤）	667,400円	668,700円
期 末 手 当	支給月数を年間合計0.25月引き上げる。		
	区分	現行	改正
	6月期	<u>1.55</u>	<u>1.675</u>
	12月期	<u>1.63</u>	<u>1.755</u>
	3月期	0.25	0.25
	合計	<u>3.43</u>	<u>3.68</u>
施 行 期 日 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公布の日から施行し、平成26年11月1日から適用する。</li> <li>2 平成26年12月に支給する期末手当の支給月数は、「1.88月分」とする。</li> </ol>		